

短命県返上！長生きいきいき元気プラン  
(シニア向け施設用選択約款)

令和7年5月1日



青 森 ガ ス 株 式 会 社

# 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1～2
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2～3
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3～4
9. そ の 他	5
附 則	5
別 表	5
1. 適用区分	5
2. 早収料金の算定方法	5～6
3. 料金表 A	6
4. 料金表 B	7
5. 料金表 C	7

## 1. 目的

この選択約款「短命県返上！長生きいきいき元気プラン」(以下「この選択約款」といいます。)は、『シニア世代』の方々が「集い、暮らす」施設を応援することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面の交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページ上での開示、又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は、調整単位料金をいいます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定の基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれ

れの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載する  
ものです。

- (5) 「基本料金 (税抜)」「基準単位料金 (税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞ  
れの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、以下に定める施設で使用するガスの需要で、お客さま（個人名義を除  
きます。）が、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

施設の名称	法令上の根拠
老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6
認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)	老人福祉法第5条の2第6項
有料老人ホーム	老人福祉法第29条
介護老人福祉施設	介護保険法第8条の27
介護老人保健施設	介護保険法第8条の28

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾した日に成立いたします。
- (2) お客さまはこの選択約款を承諾のうえ、所定の申込書により当社に申し込んでいただ  
きます。
- (3) 契約期間は、次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、新たにガスの使用を開始された日（以下「使  
用開始日」といいます。）から適用し、適用開始日が属する月の翌月を起算月として  
12 か月目の月の定例検針日までといたします。
  - ② ガス小売供給約款または他の選択約款から契約を変更した場合は、お客さまから申  
し込みがあった日以後最初の定例検針日の翌日から適用し、その申し込み日の属する  
月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。
  - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場  
合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月と  
して 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様とい  
たします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は他の契約への変更をされたお客さまが、

再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金を用います。）
- (3) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款37（1）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

64,530円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9534 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0508 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりのLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. その他

この選択約款に定めのない事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 附 則

### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和4年2月1日から実施いたします。

本選択約款は、令和7年5月1日から改定実施いたします。

## ( 別 表 )

### 1. 適用区分

#### 4 5 メガジュール地区

料金表A 使用量が 0 立方メートルから 16 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が 16 立方メートルを超え、立方 166 メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が 166 立方メートルを超える場合に適用いたします。

### 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

### 3. 料金表 A

#### (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	908.60 円 (税込)
	826.00 円 (税抜)

#### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	218.603 円 (税込)
	198.73 円 (税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 4. 料金表B

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 3 5 8. 5 0 円 (税込)
	1, 2 3 5. 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 1. 1 1 4 円 (税込)
	1 7 3. 7 4 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 5. 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 7 1 3. 7 0 円 (税込)
	2, 4 6 7. 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 2. 9 7 4 円 (税込)
	1 6 6. 3 4 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。